

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成23年10月7日					
京都市下京区四条通室町東入函谷鐘町91番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都中央信用金庫 理事長 布垣 登 電話 075 - 223 - 8290					
主たる業種	協同組織金融業 (信用金庫)	細分類番号	6   3   1   1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	京都議定書採択の地である「京都」を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、環境保全活動に積極的に取り組み、地域社会の持続的発展に寄与していきます。						
計画を推進するための体制	当金庫は平成21年10月に「環境方針」を制定、12月より「環境マネジメントシステム」を導入、平成22年4月1日に本府ビルにおいてISO14001認証取得を達成しました。平成23年1月には「エネルギー管理方針」、平成23年3月に「省エネルギー管理マニュアル」を制定しました。四半期毎に環境管理委員会を開催し、環境改善活動、省エネルギーの推進に努めています。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,965.4 トン	4,896.1 トン	4,848.5 トン	4,801.2 トン	-2.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,994.2 トン	4,882.0 トン	4,848.5 トン	4,801.2 トン	-3.0 パーセント	
	目標の根拠	改正省エネ法に基づき各施設にて電気使用量を毎年1%削減させることにより、排出量の削減に努める。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (床面積×1/100)	4.98	4.91	4.86	4.82	-2.67 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	各年度の温室効果ガスの排出量計画を平成22年度の床面積で除して算出したもの。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		93.0 ㊦	125.0 ㊦	125.0 ㊦	125.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	照明設備を高効率照明器具(LED照明器具)に更新。空調機を高効率マルチエアコンに更新。					
	(24)年度	照明設備を高効率照明器具(LED照明器具)に更新。空調機を高効率マルチエアコンに更新。					
	(25)年度	照明設備を高効率照明器具(LED照明器具)に更新。空調機を高効率マルチエアコンに更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関による通勤を原則と定めている。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	14.1 トン	トン	トン			
合計	14.1 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境問題に関する地域貢献の一環として、金利を上乗せしたエコ定期を平成22年度、平成23年度に販売。各年度、販売総額を70億円とし、定期預金残高の0.015%を「地球環境基金」に寄付を行う。						
特記事項	過去に購入した京都エコポイントモデル事業によるクレジットをH23年度に14.1t分オフセットする予定。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。